

平成 28 年 10 月 21 日

株式会社山陰合同銀行

生命保険商品の代理店手数料の開示等について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、資産運用分野における「お客様本位」の販売態勢を強化するため、平成 28 年 11 月 1 日（火）より、当行が保険会社から受領する保険代理店手数料を、お客様向けに開示させていただくこととしましたのでお知らせいたします。

記

1. 保険代理店手数料の開示

当行の取扱生命保険商品のうち、特定保険契約（※1）の保険代理店手数料について、各保険会社の同意を前提に開示いたします。

なお、保険代理店手数料とは、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客様から直接いただく費用ではございませんが、販売態勢の透明性向上につながる取組みとして、お客様向けに開示を行うものです。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が受領する保険代理店手数料について、契約時に一括して受領する方式から、「販売手数料(※2)」と「継続手数料(※3)」に分けて受領する方式に変更いたします。

ご契約時におけるお客様へのコンサルティングのみならず、ご契約期間を通じた情報提供やアフターフォローを行う基本姿勢を反映した手数料体系とし、お客様の中長期的な資産運用サポートに努めてまいります。

※1 外貨建保険、変額保険、市場価格調整機能を備えた保険等、市場リスクを有する商品

※2 募集時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社から受領する手数料

※3 アフターフォロー等の対価として、ご契約期間中、保険会社から定期的に受領する手数料

以上